

消費生活

消費者が安心して暮らしていくために



街頭啓発を行います

消費者団体、熊本市、熊本県が合同で「消費生活シンポジウム in くまもと」と及び「県内一斉消費者トラブル相談の日」の周知を図るとともに、キャッチセールスやアンケート商法による被害防止についてのチラシを配布します。

日時 平成 22 年 5 月 15 日(土) 午前 11 時~正午
場所 熊本市下通アーケード内(ダイエー熊本下通店前付近)

パネル展を実施します

消費者月間、製品安全、消費者団体の活動等に関するパネルなどを展示します。

期間 平成 22 年 5 月 6 日(木) ~ 31 日(月)
場所 熊本県庁地下連絡通路展示スペースほか

「県内一斉消費者トラブル相談の日」を実施します

ますます悪質で巧妙になっている悪質商法等による消費者被害の未然防止等を図るとともに、消費生活に関する相談窓口を多くの県民の皆さんに知っていただくため、市町村や県が連携して、消費生活に関するトラブル相談をお受けします。

日時 平成 22 年 5 月 20 日(木)、21 日(金) 午前 9 時~午後 5 時
相談機関 次の相談機関で受け付けます。

- ・市町村の消費者行政担当課
- ・熊本市消費者センター (相談電話番号: 096-353-2500)
- ・熊本県警察本部生活環境課(悪質商法 110 番: 096-385-1110)
- ・熊本県消費生活センター (相談電話番号: 096-383-0999)

- 1 各市町村における相談は、当該市町村在住の方に限ります。
- 2 相談はこの 2 日以外もお受けしていますので、気軽にご相談ください。

問い合わせ先

熊本県環境生活部 食の安全・消費生活課
消費生活センター

TEL 096-333-2291 (企画・事業者指導班)
096-383-0999 (相談電話)
FAX 096-383-0998
E-mail shouhiseikatsu@pref.kumamoto.lg.jp

消費者月間とは

昭和 43 年 5 月の消費者保護基本法(現消費者基本法)の制定 20 周年を機に昭和 63 年から定められました。消費者庁では平成 22 年度のテーマを「守ろうよ、みんなを! ~なくそう! 高齢者の消費者被害」と設定し、全国で各種の啓発事業が行われます。

5月 は 消費 者 月 間 です!

平成 22 年度消費者月間事業

昨年 9 月に消費者庁が発足し、県内においても八代市、人吉市、天草市などで消費生活センターが開設されるなど、消費者行政の充実強化に向けた取り組みが進められています。

しかし、食品の産地偽装など消費者に大きな不安を抱かせる事件・事故は依然発生しており、消費者が日々安心して暮らしていくために、消費者自らがその権利と責任を主体的に果たす存在として、消費者が主役となる社会の構築に一層積極的に参加することが求められています。

そこで、消費者及び消費団体関係者などに対し、消費生活に関する最新情報などを提供し、消費者意識の啓発を図ります。

「消費生活シンポジウム in くまもと」を開催

佐野真理子氏(消費者委員会委員・主婦連合会事務局長)が基調講演

「なくそう、消費者被害 守ろうよ、みんなを」をテーマに「消費生活シンポジウム in くまもと」を開催し、有識者や専門家の方から消費生活に関するアドバイスや最新情報などを提供してもらうとともに、消費者意識の啓発を図ります。

日時 平成 22 年 5 月 19 日(水) 午後 1 時 30 分~午後 3 時 40 分
会場 熊本市国際交流会館ホール(熊本市花畑町 4 - 8)

内容 <基調講演>

「消費者被害をなくすために~消費者委員会の取り組み」
講師 佐野真理子氏(消費者委員会委員・主婦連合会事務局長)

<パネルディスカッション>
「賢い消費者になるために~これからの消費生活のあり方」
パネラー 消費者団体代表、有識者代表、行政代表、相談員代表(予定)

主催 熊本市消費者団体連絡会、熊本市、熊本県消費者団体連絡協議会、熊本県

参加料 無料

申し込み 文末の問い合わせ先にある電話・FAX・メールのいずれかで、お住まいの市町村名とお名前をご連絡ください。



子どもたちは仲良く遊んでいるかと思えば、些細な事で喧嘩が始まり、泣いたりわめいたり。
私にも年子の妹がいますが、仲良しでしたが、ただ、一番のライバルでもあり、ゲームをして負けては腹が立ち喧嘩したり、どちらが母の隣で寝るのかを喧嘩したり。今考えてみると懐かしく思い出されますが、大人になった今、誰よりもお互いを分り合える仲です。喧嘩の時に、自分達で、結局解決していたのでしょうか。
でも、親としてみたら、兄弟げんかはたまったものではありませんが、いついっさいで怒鳴るなんて事もありません。こんな兄弟げんかの場面で、親が裁判官の役をしてしまつ場面もあると思います。
「お兄ちゃんが悪い」
「弟が悪い」
「お姉ちゃんの方が謝りなさい」
「あなたが我慢しなさい」などと、采配したり、あやしなさい、こうしなさいと、決めてしまつと、そこで敗者が決まってしまう。その判断で、得意になったり、優位になったと思込んでいたり、ダメな子だと思込んでいたり、罪悪感を抱いたり、愛されていないと思込んでいたりという事です。兄弟で解決するチャンスを親が奪ってしまうのです。
こんな時には、それぞれの気持ちを汲み取って聞いてみませんか。兄弟げんかのその訳を聞いてみるのです。

「一人の人間を生み、養い、社会の中で自立した一人になるまで育てる」これが親の役割です。親は子どもの成長に大きな責任があります。そのために必要なものがコミュニケーション能力です。ここでは親と子のコミュニケーションのとり方についてアドバイスをします。

(筆者プロフィール) 親業訓練インストラクター。大学卒業後、二子学院、近代経営研究所などの勤務を経て、平成 10 年 10 月 財成成サポーターを設立。22 年 2 月に法人化。親業の勉強会講座を随時開講。熊本県民カレッジ主催講座サテライト教室子育て応援講座などの講師も勤めている。県内各地での講演も多数。美里町教育委員。子どもは 3 人。著書として、愛の小箱へ夫の闘病と家族模様がある。



【問い合わせ】
☎096-342-9733
ikuko.t@eagle.ocn.ne.jp
http://www.is-kumamoto.com/

「喧嘩の仲裁は話し合いから」

【今月のテーマ】



親業訓練インストラクター
津川 育子

「お兄ちゃんだからっていつも我慢するのが嫌だったのね」
「お姉ちゃんと同じように新しい靴が欲しかったのね」みたいにその喧嘩の子どもを聞き、その後、「じゃ、二人とも納得行く方法を一緒に考えてみようか」と言つて、解決策を話し合うのです。ただ、喧嘩の続きを話している時には、その話し合いのステージに乗ってこないかもしれませぬ。
そんな時には、「お母さん、二人の気持ちも分かるから一緒に話し合いたいのになんか自分の事しか言わないんだ」とお母さんなんだか寂しいな」とその時の自分の気持ちを伝え、裁定をしないで、話し合いに持ち込みます。
家庭の中で、話し合いの機会があると、自分の気持ちをちゃんと伝える場所があるということ。それは自立を考えた上でも大事な事ではないかと思えます。

子どもを生み、自立した大人への育成とは 34 回
親子のコミュニケーション講座

くまもとを元気にする
FACE

上田 正順さん(53)
社会保険労務士法人
プレインスター 代表社員
(熊本市国府 1 丁目)

人事制度支援、セミナー・研修などの人材開発、就業規則コンサルや助成金・補助金申請代行などが主な業務です。働きがいのある職場づくりのお手伝いができるプロ集団ですので、お気軽にお尋ね下さい。

くまもとを元気にする
FACE

沼田 大岳さん(34)
焼肉なべしま麻生田店
店長
(熊本市麻生田)

当店ではお客さまに満足し、笑顔で帰っていただけることを第一に運営しています。また、従業員が楽しんで働けるような職場環境の整備にも努めています。これからも「また来るね」と言っていただけるような店舗であり続けたいですね。

くまもとを元気にする
FACE

永木 賢士さん(40)
株式会社ワイズ・リーディング
事業開発本部 営業部長
(熊本市飛田 3 丁目)

当社はCTやMRIなどの医療画像の遠隔読影サービスを手掛けています。今後は、ネットワークを利用した遠隔画像診断のノウハウを生かし医療施設のさまざまなニーズに応える「地域医療連携」を事業とする企業を目指しています。

くまもとを元気にする
FACE

矢野 美枝さん(44)
株式会社MTS 社長
(NPO法人さくらの会理事長)
(熊本市画図町)

医療・福祉の人材・職業紹介のほか、緊急人材育成支援事業として医療や福祉、また子育て支援などに携わる方々向けに人材育成支援講座を行っています。今後もさまざまな形で皆さんのスキルアップや就労を支援していきたいですね。